

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社不二代建設	福島県いわき市内郷宮町代154-5

2 指名停止措置期間：平成29年4月26日～平成29年5月9日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社不二代建設は、平成28年2月15日、いわき市内の一般建築住宅工事において掘削作業を行っていた作業員がコンクリート堀の一部が破損したことにより身体を挟まれ死亡する事故を起こした。

この事故について、危険を防止するために必要な措置を講じていなかったとして、平成28年9月8日、同社及び同社の専務取締役が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反容疑で書類送検され、平成28年12月29日、いわき簡易裁判所において、それぞれ罰金30万円の刑が確定した。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第8号に該当する。

従って、本件については、2週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表1第8号

措置要件	期間
8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内